

渡島総合振興局管内沿岸漁業改善資金運営協議会規約（改正後全文）

（設置目的）

第1条 この協議会は、渡島総合振興局管内における沿岸漁業改善資金の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。

（構成員）

第2条 この協議会は、次の職にあるものをもって構成し、構成員は渡島総合振興局長が依頼するものとする。

- 1 渡島総合振興局産業振興部水産課長
- 2 渡島各地区水産技術普及指導所長
- 3 北海道信用漁業協同組合連合会函館支店長

（座長）

第3条 協議会に、座長を置くものとし、座長は渡島総合振興局産業振興部水産課長が務めるものとする。

（招集）

第4条 協議会は、座長が構成員を招集し、開催する。ただし、座長が、協議会の運営上必要と認めた場合には、構成員以外の者の出席を依頼し、参画させることができるものとする。特に次に掲げる資金の協議に当たっては、関係者との連携に配慮するものとする。

- 1 生活改善資金にあつては、男女平等参画等の指導を担う職員
- 2 新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖漁業推進資金にあつては、関係試験研究機関の職員
- 3 経営等開始資金にあつては、関係市町村の職員
- 4 申請者が認定中小企業者の場合は、渡島総合振興局の関係職員

（協議事項）

第5条 この協議会は、次の事項について協議するものとする。ただし、協議事項が次の1の場合であつて、かつ、定型的な貸付けである場合にあつては、協議会の開催に代えて、座長は、貸付けの適否に関する自らの意見を構成員に送付し、これに対する意見を求めることができるものとする。なお、この方法による場合、事務局は、構成員からの意見を第6条に定める意見集として構成員に送付、又は次回の協議会において報告するものとする。

- 1 沿岸漁業改善資金の貸付申請についての貸付けの適否に関する沿岸漁業の振興上の見地等からの意見
- 2 その他沿岸漁業改善資金制度の運営に関する事項

（意見集の提出）

第6条 事務局は、第5条による協議事項の構成員からの意見を意見集として、渡島総合振興局長に提出するものとする。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、渡島総合振興局産業振興部水産課に置く。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は関係構成員が協議して定めるものとする。

- 附則
- 1 この規則は昭和54年4月1日から施行する。
 - 2 平成18年6月29日 一部改正
 - 3 平成20年6月2日 一部改正
 - 4 平成22年3月24日 一部改正（平成22年4月1日施行）
 - 5 平成29年5月22日 一部改正（平成29年5月22日施行）
- （改正年月日及び施行日は決定年月日とする）